

キャピタル日本株式ファンド

追加型投信／国内／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年2回	日本	ファミリーファンド

商品分類及び属性区分の定義は、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

投資信託説明書 (交付目論見書)

2012年4月13日

■委託会社 ファンドの運用の指図を行う者 キャピタル・インターナショナル株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第317号
 設立年月日 昭和61年3月1日
 資本金額 41億65百万円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 407億円
 平成24年2月末現在

販売会社及び基準価額等に関するお問い合わせ先

フリーコール 0120-411-447 (営業日9~17時)

ホームページ <http://www.capitalinternational.co.jp/>

■受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者 三菱UFJ信託銀行株式会社

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「キャピタル日本株式ファンド」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年4月12日に関東財務局長に提出しており、平成24年4月13日にその届出の効力が生じております。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、ファンドの約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。

■投資信託の財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

1. ファンドの目的・特色

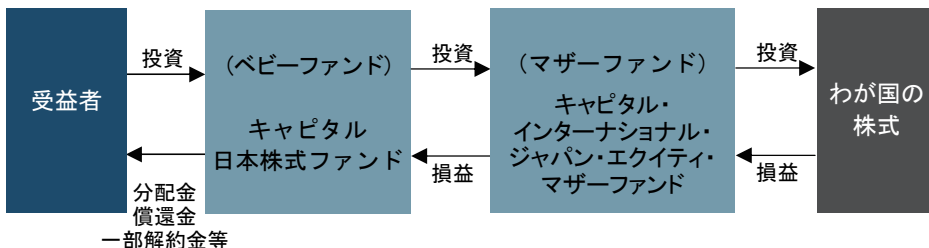
ファンドの目的

キャピタル日本株式ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

■キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

■投資形態 ファミリーファンド方式^{*1}

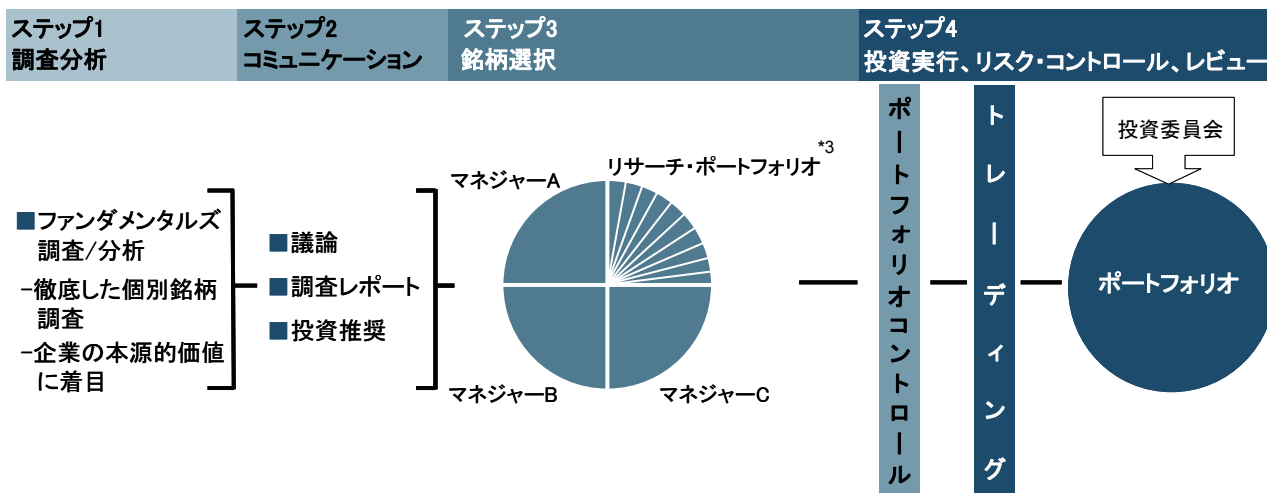


■キャピタル^{*2}のグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行うことを基本とします。

■運用にあたっては、ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

■複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わるマルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムにより、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

■マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システム概念図



■TOPIX（配当込み）^{*4}をベンチマークとします。

^{*1} ファミリーファンド方式とは、ご投資家(受益者)からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

^{*2} キャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下各社の総称をいいます。

^{*3} リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行う部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。

^{*4} 将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等、TOPIXに関する全ての権利は株式会社東京証券取引所が有しております。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しております。株式会社東京証券取引所は、当ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

分配方針

- 毎年1月20日及び7月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。
- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とし、繰越分を含みます。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、収益動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により収益分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主にわが国の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式等の価格の下落や、組入株式等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行った場合には、為替の変動により、損失を被ることがあります。従って、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に株式等の値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額はこれら有価証券等の価格変動の影響を受けます。これにより実質組入有価証券等の価格が下落した場合、基準価額は下落し、損失が発生することがあります。また、株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがありますので、基準価額を変動させる主な要因となります。なお、外貨建資産に実質投資した場合には、為替変動の影響を受け、為替変動が円高に推移した場合は、基準価額の下落要因となります。株価変動の影響の程度につきましては、実質株式組入比率によって異なりますが、当ファンドにおいては実質株式組入比率を原則高位とするため、株価変動の影響をより受けやすくなります。なお、平成24年2月末現在のマザーファンド受益証券の株式組入比率については、運用実績の項目の「主要な資産の状況」をご参照ください。

信用リスク

当ファンドが実質投資する有価証券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該企業の発行する有価証券等の価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなる可能性もあり、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等にもなう資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとしております。当ファンドの実質的な運用は個別企業の徹底した調査に基づく銘柄選択によるボトムアップ・アプローチのアクティブ運用であるため、当ファンドの基準価額はTOPIX(配当込み)の動きとは異なるものとなります。従いまして当ファンドはベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

利益相反取引(ファンド間取引等)の取引規制、当ファンドの投資制限等の遵守状況について委託会社の関係各部署がモニタリングを行ないます。問題が発生した場合には、委託会社の関係部署が速やかに協議を行ない、訂正処理等の必要な措置を講じます。

3. 運用実績

2012年2月29日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2012年2月29日）



※基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を決算日に再投資したものととして算出しています。

分配金の推移

2012年1月	0円
2011年7月	0円
2011年1月	800円
2010年7月	0円
2010年1月	0円
設定来累計	800円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況（2012年2月29日現在）

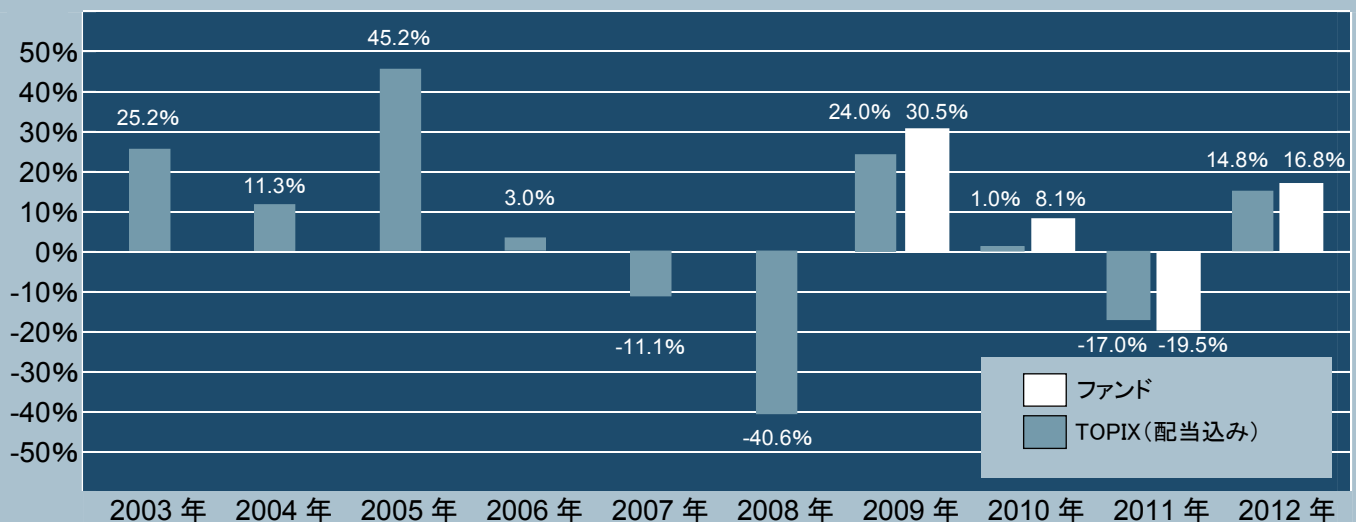
＜キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの主要な資産の状況＞

上位10銘柄				上位5業種		
順位	銘柄	業種	投資比率(%)	順位	業種	投資比率(%)
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.47	1	電気機器	22.59
2	住友電気工業	非鉄金属	3.84	2	銀行業	11.45
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.31	3	卸売業	7.91
4	ソフトバンク	情報・通信業	3.15	4	小売業	6.62
5	住友商事	卸売業	3.02	5	機械	6.34
6	シスメックス	電気機器	2.96			
7	キーエンス	電気機器	2.79			
8	日本電産	電気機器	2.73			
9	村田製作所	電気機器	2.70			
10	デンソー	輸送用機器	2.55			

資産構成比率	
資産の種類	投資比率(%)
株式	94.37
その他	0.38
キャッシュ等	5.25

※資産構成比率においては、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しています。

年間収益率の推移



※ベンチマークの情報はあくまで参考情報として掲載したものであり、ファンドの運用実績を示すものではありません。

※ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※2009年は設定日(2009年2月26日)から年末までの、2012年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ	
購入単位	一般コース:1 万口以上 1 万口単位または 1 万円以上 1 円単位(当初元本 1 口=1 円) 自動けいぞく投資コース:1 万円以上 1 円単位(分配金を再投資する場合 1 口単位) (購入後のコース変更はできません。)
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	原則、購入申込受付日から起算して 5 営業日目までに販売会社にお支払いください。
換金単位	一般コース:1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位 自動けいぞく投資コース:1 口単位または 1 円単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して 5 営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後 3 時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成 24 年 4 月 13 日～平成 25 年 4 月 18 日 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 日 1 件 10 億円を超える換金はいけません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けることまたは純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること及びすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成 21 年 2 月 26 日設定)
繰上償還	委託会社は、次に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・当ファンドの受益権の総口数が 50 億口または純資産総額が 50 億円を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、毎年 1 月 20 日及び 7 月 20 日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	分配金額は、毎決算時に委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。 ただし、委託会社の判断により収益分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	1 兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除及び益金不算入制度の適用があります。

購入・換金のお申込みの方法及び単位等は、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社にお問い合わせいただくか、手数料を記載した書面をご覧ください。 なお、手数料率の上限は、申込受付日の基準価額に対して 3.15%(税抜 3.00%) です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>■ 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率 1.512%(税抜 1.44%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われ、その支払先と配分は下記のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年率 1.512% (税抜 1.44%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率 0.735% (税抜 0.70%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.042% (税抜 0.04%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.735% (税抜 0.70%)</td> </tr> </tbody> </table>		信託報酬率		年率 1.512% (税抜 1.44%)	配分	委託会社	年率 0.735% (税抜 0.70%)	受託会社	年率 0.042% (税抜 0.04%)	販売会社	年率 0.735% (税抜 0.70%)
	信託報酬率		年率 1.512% (税抜 1.44%)									
配分	委託会社	年率 0.735% (税抜 0.70%)										
	受託会社	年率 0.042% (税抜 0.04%)										
	販売会社	年率 0.735% (税抜 0.70%)										
その他の 費用・手数料	<p>■ 投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記の通りですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについて事前に料率、上限額を表示することができません。</p> <table border="1"> <tr> <td>法定開示にかかる費用</td> <td> <p>年率 0.05% 以内</p> <p>委託会社は下記イ、及びロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、及びロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年 10,000 分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。</p> <p>イ 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。</p> <p>ロ 信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書及び運用報告書)の作成・印刷費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。</p> </td> </tr> <tr> <td>カストディーフィー</td> <td>保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。</td> </tr> <tr> <td>資金の借入に伴う借入金の利息及び有価証券の借入に伴う品借料</td> <td>借入先との契約により適正な価格が計上されます。</td> </tr> <tr> <td>受託会社による資金の立替に伴う利息</td> <td>受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。</td> </tr> <tr> <td>有価証券等の売買委託手数料等</td> <td>売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。</td> </tr> </table> <p>※法定開示にかかる費用は毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、その都度信託財産から支払われます。</p>		法定開示にかかる費用	<p>年率 0.05% 以内</p> <p>委託会社は下記イ、及びロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、及びロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年 10,000 分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。</p> <p>イ 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。</p> <p>ロ 信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書及び運用報告書)の作成・印刷費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。</p>	カストディーフィー	保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。	資金の借入に伴う借入金の利息及び有価証券の借入に伴う品借料	借入先との契約により適正な価格が計上されます。	受託会社による資金の立替に伴う利息	受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。	有価証券等の売買委託手数料等	売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。
法定開示にかかる費用	<p>年率 0.05% 以内</p> <p>委託会社は下記イ、及びロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、及びロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年 10,000 分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。</p> <p>イ 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。</p> <p>ロ 信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書及び運用報告書)の作成・印刷費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。</p>											
カストディーフィー	保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。											
資金の借入に伴う借入金の利息及び有価証券の借入に伴う品借料	借入先との契約により適正な価格が計上されます。											
受託会社による資金の立替に伴う利息	受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。											
有価証券等の売買委託手数料等	売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。											

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

上記は、平成 24 年 2 月末現在のものです。平成 25 年 1 月 1 日以降は 10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。